

長野地方裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号 所得税課税処分無効確認、債務不存在確認等請求事件
国側当事者・国(長野税務署長)
平成20年12月17日却下・控訴

判 示 事 項

納税者が、課税処分を受けた後、その課税処分に係る税金を納付しないために滞納処分を受けるおそれがある場合において、課税処分の無効を主張してこれを争おうとするときは、納税者は、行政事件訴訟法36条(無効等確認の訴えの原告適格)により、課税処分の無効確認を求める訴えを提起することができる。納税者が既に納税している場合には、滞納処分を受けるおそれはなく、課税処分の無効を前提とする既納税金の返還を求める訴えを提起することにより、納税者はその目的を達し得るのであるから、納税者には、課税処分の無効確認を求める原告適格は認められず、本件訴えは不適法であるとして却下された事例

判 決 要 旨

省略

判	決
原告	甲
被告	国
同代表者法務大臣	森 英介
処分行政庁	長野税務署長 鳥海 和男
被告指定代理人	中野 康典
同上	嶺山 登
同上	馬田 茂喜
同上	片桐 克典
同上	西尾 一義
同上	池田 孝浩
同上	権田 広光
同上	北澤 直矢
同上	三浦 美津留
同上	清野 将史

主 文

- 1 原告の訴えを却下する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 原告が求める裁判

- 1 処分行政庁長野税務署長が原告に対し平成元年度及び平成2年度をもってなした所

得税賦課（課税）処分は無効であることを確認する。

2 訴訟費用は被告の負担とする。

第2 当事者の主張

1 原告の主張

(1) 被告の原告適格に関する本案前の主張は争う。

(2) 本案に関する主張

① 原告は、大学教員であり、いわゆる青色申告者である。

② 長野税務署長は、原告に対して、以下の経緯で平成元年分及び平成2年分の所得税の更正処分及び過少申告加算税の賦課処分決定をした（以下「本件課税処分」という。）。

ア	平成4年12月14日	更正及び賦課処分	744万7100円
イ	平成4年12月14日	更正及び賦課処分	678万6700円
ウ	平成7年5月22日	更正及び賦課処分	97万5633円
エ	平成7年5月16日	更正及び賦課処分	28万9284円
オ	平成7年11月14日	更正及び賦課処分	914万円
カ	平成5年7月27日	還付充当金納付	156万1450円
キ	平成7年5月22日	還付充当金納付	97万5633円
ク	平成7年6月28日	還付充当金納付	99万0989円
ケ	平成7年9月26日	還付充当金納付	28万9284円
コ	平成7年11月20日	延滞税納付	2544円
		合計納付額	2845万8617円

③ 長野税務署長が、原告に対してした更正処分のうち、原告の確定申告による所得金額を超える部分は、長野税務署の課税担当者の故意又は重大な過失に基づく事実認定によるものであるから違法であり、違法な更正処分を前提とする過少申告加算税の賦課処分も違法である。

すなわち、原告は、以下の土地（以下「本件土地」という。）を購入したことはなく、売却をしたこともないにもかかわらず、長野税務署長は、原告に対し上記②のとおり合計2845万8617円を違法不当に課税したものである。

ア 長野市 195.67平方メートル

代金 1705万円

イ 同所同番地 195.98平方メートル

代金 1719万円

ウ 同所同番地 195.98平方メートル

代金 1731万円

④ 本件土地は、いずれも原告が代表取締役を務めるA株式会社（変更前の商号 A株式会社）がB株式会社から購入したものであるが、訴外乙及び同有限会社Cらが何らの権限もなく、第三者に売却して売買代金を取得した。

また、訴外乙及び同有限会社Cらは、本件土地を第三者に売却する際、株式会社Dに本件土地上に新築する建物の設計、施工、監理を行わせることを条件として売買契約を締結し、建物新築工事の下請けをして約1000万円の荒利益を得ている

とも言われている。

⑤ 本件課税処分は、以下のとおり違法である。

ア 原告に本件土地売買による所得があることを前提とした長野税務署長がした本件課税処分は事実認定に誤りがある。事実の基礎を欠く判断が社会通念に照らし著しく妥当性を欠くことは明らかであり、長野税務署長の本件課税処分は裁量権の範囲を超え又は裁量権の濫用にあたるものとして違法である。

イ 本件課税処分は法律の趣旨、目的と異なる目的、動機によって行われたものであり違法である。

ウ 上記③及び④の事実関係のもとで行われた本件課税処分は、信義則に反しているため、裁量権の範囲を超え又は裁量権の濫用にあたるものとして違法である。

エ 本件課税処分は、原告をいわれなく差別し不利益な扱いをするものであり、平等原則に反しているため、裁量権の範囲を超え又は裁量権の濫用にあたるものとして違法である。

オ 本件課税処分は、不相当に過酷な処分であり比例原則に反しているため、裁量権の範囲を超え又は裁量権の濫用にあたるものとして違法である。

カ 本件課税処分は、必要な手続を履践していないため違法である。

キ 原告は、本件課税処分について、数回にわたり口頭又は書面によって異議を述べて、本件土地の売買により利益を得ている訴外有限会社C等に課税するよう要望した。しかし、長野税務署長はこれを無視して本件課税処分を行った。原告の要望を無視して原告1人に多大な不利益を被らせる本件課税処分は公序良俗に反して無効である。上記アないしキの理由により、原告は、被告に対し、本件課税処分の無効の確認を求める。

2 被告の主張

課税処分の無効確認を求める訴えについては、課税処分を受けてまだ納付していない者は、滞納処分を受けるおそれがあるため、無効確認の訴えを提起し得るが、既に税金を納付した者は、もはや滞納処分を受けるおそれはなく、確定処分の無効を前提として還付請求訴訟を提起し得るため、確定処分の無効確認を求めることはできないというべきであるところ（東京地裁昭和53年2月16日判決）、本件においては、原告は、本件課税処分にに基づき所得税等税額全額を納付済みであるから、本件課税処分の無効確認を求める原告適格は認められない。

第3 判断

1 被告は、原告には本件課税処分の無効確認を求める原告適格が認められないと主張するので、本件訴えの原告適格の有無について判断する。

原告が、本件課税処分に係る各税金を既に納付済みであることについては当事者間に争いが無い。

【判示】

ところで、納税者が、課税処分を受けた後、その課税処分に係る税金を納付しないために滞納処分を受けるおそれがある場合において、右課税処分の無効を主張してこれを争おうとするときは、納税者は、行政事件訴訟法36条により、右課税処分の無効確認を求める訴えを提起することができる。本件のように、原告が既に納税している場合には、滞納処分を受けるおそれはなく、本件課税処分の無効を前提とする既納税金

の返還を求める訴えを提起することにより、原告はその目的を達し得るのであるから、原告には本件課税処分の無効確認を求める原告適格は認められず、本件訴えは不適法とすべきである。

2 したがって、本件訴えは不適法であるからこれを却下することとし、主文のとおり判決する。

長野地方裁判所民事部

裁判官 近藤 ルミ子